採点講評

（2022 年 4 月 10 日　法律実務基礎 民事）

第１　設問１

・多くの受講生が，本件の訴訟物が保証債務履行請求権であることに気づけていたものの「ＡＹ間の」という部分を落としていた。訴訟当事者以外が契約に出てくるときには，誰と誰との契約であるかを明記されたい。
・請求の趣旨を問われるときに「付随的申立てについては，考慮する必要はない。」との限定が付されている場合には，訴訟費用負担の申立てや仮執行宣言申立てを記載する必要はない。一方，附帯請求については記載する必要があるため，注意されたい。
・請求原因事実については，多くの受験生が大枠を理解できていたものの，譲受債権の取得原因事実の所の記載が不十分であった答案が少なくなかったため，レジュメと参考答案を見直されたい。
・給与債権の差押えについては，比較的よくできていたが，一般論を述べているのみの答案が少なくなかった。「弁護士Ｐは…どのような申立てをすべきか。」「Ｘは…どの範囲で債権の満足を得られるか。」という問われ方をしているため，問題文に即した解答を心がけたい。

第２　設問２

・錯誤取消しの抗弁については，見慣れない問題であったためか，錯誤の内容の指摘が上手くできていない答案が多かった。「…ではなかったにもかかわらず，…と信じていた。」という書き方をベースにすると良い。
・代物弁済については，過去問で出題されたために比較的よくできていたが，なぜその事実が要件事実となるかについての説明が不十分な答案が多かった。過去問で問われている要件事実については，当該事実が要件事実となる理由まで解答できるようにしておきたい。

第３　設問３

・多くの答案が，各自で考えた書証を挙げられていた。しかし，なぜその書証が立証に役立つかを上手く説明できていない答案が多かった。
・２００万円の領収書を書証として挙げた答案があったが，本問で問われているのは「乙絵画の譲渡が本件貸付の貸金元金及び遅延損害金の弁済に代えてなされたことを証明するため」の証拠である。Ｂは乙絵画を譲渡した代わりに２００万円を返

す必要がなくなり，そこにお金のやり取りは無いのだから，領収書を書証として挙げても，本問に答えたことにはならない。
・一方，Ｂが借用証書の返還を受けた場合の借用証書の原本など（民法４８７条），説得力ある書証を挙げた答案もあり，このような答案は高く評価できる。

第４　設問４

・多くの答案は，Ａ供述の信用性を否定し，Ｙ供述の信用性を認めるという形で書けていた。
・本問は，乙絵画の譲渡が代物弁済としてなされたものか否かに絞って出題しているため，それと関係ないことを長く論じていた答案（連帯保証契約の成否など）に，高い点数をつけることはできなかった。
・結論を明記しない答案があったため，本番は注意されたい。
・原告の請求に対する認否の形で書かれた答案があったが，争点が確定している以上，もはや認否の段階ではなく，争点に対する事実認定が求められていることに注意されたい。
・単にＹの主張する事実のみを羅列する答案があったが，本問で問われているのは，Ｙの主張する事実が正しいとする理由づけである。弁護士としては，自分の依頼者の言い分が正しいことを裁判官に説得すべきだから，Ｙの主張や供述がなぜ正しいのかを，理由とともに論じる必要がある。

第５　最後に

色々と指摘をしてきましたが，全く書けていない答案はなく，皆さんがそれなりの内容の論述をされていました。民事実務基礎は，今までの過去問や口述試験の過去問から出されることが多いため，要件事実に関する薄めの基本書をさらっと読んだ後は，過去問を中心に対策しましょう。

講義でもお伝えしたとおり，民事実務基礎は，要件事実論があやふやでも，訴訟物をしっかり把握して，設問４の準備書面で頑張れば最低限の得点はできます。本番で分からない問題が出ても，焦らずに頑張ってください。

以　上